

山ノ内町立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

山ノ内町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 ..... 1
2. 目標 ..... 2
3. 計画の期間 ..... 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ..... 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて ..... 5

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、教職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保を図り、山ノ内町のすべての子どもたちに質の高い教育を持続的に提供できる環境を整備するために策定する。

教職員が心身ともに健康で、生き生きと職務に取り組めるよう、働き方改革を計画的・組織的に推進し、「教師と子どものウェルビーイング」の向上による「一人ひとりが輝くしあわせな学校」の実現を目指す。

### (2) 町の現状

- 町では、平成30年8月に、所管に属する学校の教職員一人ひとりのワークライフバランスの充実により、子どもと向き合う時間の確保を図るため、教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校教職員の業務改善方針・計画」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年は以下のとおりであった。根拠資料：「教職員の勤務時間調査」

#### 【令和7年1月～12月の時間外在校等時間の状況】

	令和7年平均
小学校	月 36.1 時間
中学校	月 37.4 時間

#### 【月45時間以上80時間未満の割合(月別)】(小学校38人 中学校21人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
小学校	18	21	26	45	47	50	21	0	26	55	16	26
中学校	24	19	24	38	24	43	38	29	33	48	33	19

(単位：%)

#### 【月80時間以上の割合(月別)】(小学校38人 中学校21人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
小学校	3	5	3	11	5	3	0	0	0	13	0	0
中学校	0	5	5	10	14	19	0	0	19	10	0	0

(単位：%)

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が4月、5月は小学校で50%をこえている。また中学校においても4月は50%近くとなっており、年度当初の各種提出物の確認や安全指導、PTAにかかわる業務、行事を含めた各種計画の作成に追われている状況がみられる。また、人事異動の制度上仕方がない面もあるが、異動したばかりの教職員が一日も早く校務に慣れ、持てる力を発揮できる環境を整えるために業務の見える化や標準化を共同学校事務室や教育委員会で支援していく必要がある。また、教職員が一人で抱え込まず困り感を見せ合い、フォローし合える組織「チーム学校」として各学校が機能するために、教育委員会からの支援を進める。

中学校においては6月に62%となっている。部活動の大会が続くため練習や引率などの業務の負担感が大きいと考えられる。部活動における練習や大会引率、期末テストに関係する業務、7月の学年行事に向けた準備等の負担が大きくなっていることが考えられる。小中学校において行事の精選や開催時期、部活動の地域展開を図ることによって教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 毎月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。  
ただし4月～6月については70%を目指す。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和7年の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【13.5日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合0%を目指す【2.4%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値80以下を維持する【75】
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組む、働きがいを実感できることを目指す。校長は教職員との面談時において仕事に対する充実感を確認する。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

##### ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、コミュニティ・スクールやPTA、中高交通安全協会の仕組みを活用し登下校時の保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。登下校の時間を地域全体に共有したうえで、該当の時間帯に見守りも兼ねた、「ながらパトロール」、散歩や外での作業などを依頼する。

##### ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ PTA 総会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うこと

について認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費の学校徴収金については、給食費の完全無償化を機に公会計化に移行する。その他の学校徴収金については共同学校事務室において徴収・管理体制を構築する。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整（「3分類」④関係）

- ・各校のコミュニティ・スクール地域コーディネーターを中心に連絡調整ができる体制を整える。地域コーディネーターが配置できていない学校については教育委員会もかかわりながら取り組みの充実を図る。また、連絡システムを活用し、教職員と地域学校協働活動にかかわる方が直接かかわれる形をつくる。あわせて、各校のボランティア名簿の更新をすすめ、全体のボランティア名簿を共同学校事務室で作成し、ボランティア連絡会を開催する。学校運営協議会制度の導入を見越し、町教育委員会がコミュニティ・スクールに積極的にかかわる。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・県と県教育委員会、子どもの学びをトコトン支える県民の会で作成したポスターや県PTA連合会で作成したポスターも活用しながら、過剰な苦情や不当な要求など教職員に対する行き過ぎた行為を抑えることをPTA総会等で共有する。また、必要な場合は学校を取り巻く様々な問題等に対して専門的な観点に基づく支援や対応を図っていく県教委のスクール・ロイヤー制度の活用を検討する。

◆PTA事務局について

- ・PTA組織のあり方や教職員への業務分担について、統合学校が開校する令和12年度までに検討を行う。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、国や県から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室と教育委員会において、事前に調査・統計等の内容を整理し、事務負担を軽減する。

◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・校務PCやGIGAスクールPCの保守を外部業者に委託するとともに、校内における機器管理を共同学校事務室を中心に各校の情報担当者と協力して進める。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）

- ・コミュニティ・スクールの取り組みとして現在一部小学校で実施されている休み時間を使ったこどもと地域住民の交流を周知し、町内に取り組みを広げる。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度末を目途に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、指導者名簿の作成などをすすめ、今後の地域展開に向けての土台をつくる。山ノ内町学校部活動並びにクラブ活動地域移行検討委員会で検討を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・ コミュニティ・スクールの推進において多くの地域で実施されている給食ボランティア（配膳や食事を一緒に起こす）の取り組みを各学校と共有し、地域住民との交流も見越しながら担任の負担を軽減させる。

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の全校への配置を維持する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・ デジタル技術を活用した授業教材の作成や校務処理の効率化について、取り組み事例の情報共有を図り、時間の削減を図る。

◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・ 学校行事の準備は事務職員や支援スタッフとの協働を図る。行事の運営についてはコミュニティ・スクールやPTA、ボランティアの協力を依頼していく。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・ 教育委員会において、コミュニティ・スクールを基盤として関係機関と学校との連携・協働に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと、子どもたちがかかわることができる体制を構築する。
- ・ スクールカウンセラー等の派遣や特別支援教育支援員を学校に配置する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、登校時間や清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、職員会議や分掌事務などの校務を効率化する。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を勧める。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。特にリフレッシュ年休該当者の取得を100%にする。
- ・ 勤務時間の割り振りを確実にするとともに、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に10日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・ 早出遅出勤務制度、フレックスタイム制度等の導入について検討を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、教職員自らがこれまでの働き方や教育活動を見直し、その人間性や創造性を高め、こどもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう意識し、学校運営委員会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・ 学校の業務の適正な役割分担を進めるため、実状に応じて町単独で教職員を配置する。
- ・ 本計画について、計画期間中であっても、毎年度の状況を勘案し修正を行う。